（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第四十九条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（表面）を次のように改める。

様式第2号（第58条関係）（表面）

電離放射線健康診断結果報告書

標準字体　0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

帳票種別	8 0 3 0 7	労働保険番号	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
対象年	7：平成 9：令和 元号 年 □□（数字 1～9年は右）（　月～　月分）（報告　回目）	健診年月日	7：平成 9：令和 元号 年 月 日 □□□□□□（数字 1～9年は右 1～9月は右 1～9日は右）
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（　　） 電話　（　）		
健康診断実施機関の名称及び所在地		在籍労働者数	人

	男	女	計	線源の種類	
従事労働者数	人	人	□□□□人		線源コード □□　線源コード □□　線源コード □□
有所見者数（受診所見の内訳は裏面に記入すること。）	男 人	女 人	計 □□□□人		具体的内容（　）

受診労働者数		実効線量による区分		眼の水晶体の等価線量による区分		皮膚の等価線量による区分	
	1	５ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人	４５ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人	１５０ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人
	2	５ミリシーベルトを超え２０ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人	４５ミリシーベルトを超え１５０ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人	１５０ミリシーベルトを超え５００ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人
	3	２０ミリシーベルトを超え５０ミリシーベルト以下の者	男　人　女　人 計　□□□□人	１５０ミリシーベルトを超える者	男　人　女　人 計　□□□□人	５００ミリシーベルトを超える者	男　人　女　人 計　□□□□人
	4	５０ミリシーベルトを超える者	男　人　女　人 計　□□□□人				

ページ　□／総ページ　□

産業医　氏　名　㊞
所属医療機関の名称及び所在地

年　月　日　事業者職氏名

労働基準監督署長殿　㊞

受付印